

平成18年2月28日
食品安全委員会事務局

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について

1. ポジティブリスト制度の導入

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）が残留する食品については、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）の一部が平成18年5月に施行されることに伴い、農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するとともに、農薬等が当該食品に残留する量の限度について定められた規格に適合するものについては、例外的に販売等を認める制度、「いわゆるポジティブリスト制度」が導入される。

当該規格の設定は、通常、食品健康影響評価を踏まえて実施されるが、ポジティブリスト制度の導入時においては、その評価対象となる農薬等の数が多く、制度が導入されるまでに、それら全てについて食品健康影響評価を終えることは困難であることから、厚生労働省は、食品安全基本法第11条第1項第3号に基づき、食品健康影響評価を経ず、暫定的な規格を設定することとした。

2. 導入の方針

(1) 一律基準の設定について

国内外において使用される農薬等は、その使用に先立ち、毒性などについて一般的に評価が行われており、その評価結果を踏まえ、使用対象作物や使用量などが制限されたり、使用される作物等に対してその使用方法や当該農薬等の食品に残留する量の限度（以下「残留基準」という。）が設定されているが、一律基準は、残留基準が定められていない農薬等に対し適用されることとなる。厚生労働省が平成17年11月29日付けで告示した一律基準の値は、0.01ppmとなっている。

具体的な次のケースが対象となる。

- ① 外国でのみ使用されている特殊な農薬等が農作物等に残留する場合
- ② 農薬の意図しない飛散等により基準がない農作物等に残留する場合

(2) 対象外物質の指定について

対象外物質は、一般に使用されている農薬等及びその物質が化学的に変化して生成した物質のうち、その残留の状態や程度などからみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものを定めることとする。

厚生労働省が平成17年11月29日付けで告示した対象外物質は、65物質となっている。

(3) 暫定基準の設定について

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき設定されている農薬等の残留基準は、国際基準であるコーデックス基準や国内で使用が認められている農薬等の登録保留基準などを網羅していないことから、国民の健康保護を図るとともに、ポジティブリスト制度の円滑な施行を図る観点から、現時点で残留基準が設定されていない農薬等について、コーデックス基準などを参考に暫定的な基準を定めることとする。

平成17年11月29日付けの厚生労働省告示においては758物質に暫定基準が設定されている。

3. 食品安全委員会における対応状況及び今後の予定

食品安全委員会は、平成17年4月に厚生労働省からポジティブリスト制度の導入に関する説明を受け、当該説明を踏まえて検討を行った結果、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第5号の規定に基づき、暫定基準を設定すべき農薬等の再点検、食品健康影響評価の効率的な実施に資するための計画（以下「リスク評価計画」という。）の策定等について、4月28日付けで厚生労働大臣に意見を述べた（別紙）。

また、6月2日の会合においては、暫定基準が設定された農薬等について、本基準を設定するに当たっての食品健康影響評価を速やかに実施する方法等を検討することとされた。その後、11月29日の厚生労働省告示の公布を前に、2度に亘り告示方針の審議が行われた。

今後、食品安全委員会は、専門調査会及び事務局体制の強化を図るとともに、食品健康影響評価を計画的に実施していく必要があり、厚生労働省は評価結果を踏まえ、残留基準の設定を進めることとなる。

(1) これまでの経緯

平成15年 5月30日 食品衛生法等の一部を改正する法律公布

平成 17 年 4 月 14 日 委員会において厚生労働省から導入方針の説明を聴取
4 月 28 日 委員会から意見を表明
6 月 02 日 厚生労働省から WTO 通報の方針等の説明を聴取
11 月 17 日 厚生労働省から告示方針の説明を聴取
24 日 同上
29 日 厚生労働省告示の公布

(2) 今後の予定

平成 18 年 3 月 委員会において暫定基準の評価の方法を審議
(意見・情報の募集(4週間))
5 月 29 日 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入

(第11条第3項関係)

【現行の規制】

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格
(残留基準)が定められ
ているもの

244農薬、31動物用医薬品
等に残留基準を設定

残留基準を超えて農薬等が残留す
る食品の流通を禁止

食品の成分に係る規格(残留基準)
が定められていないもの

農薬等が残留していても基本
的に流通の規制はない

【ポジティブリスト制への移行後】……公布後3年以内に移行

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格
(残留基準)が定められ
ているもの

ポジティブリスト制の施行
までに、現行法第11条第
1項に基づき、農薬取締法
に基づく基準、国際基準、
欧米の基準等を踏まえた
暫定的な基準を設定

残留基準を超えて農薬等が残
留する食品の流通を禁止

758物質

食品の成分に係る規格
(残留基準)が定められ
ていないもの

人の健康を損なうおそ
れのない量として厚生
労働大臣が一定量を告
示

一定量を超えて農薬等が残留
する食品の流通を禁止

① 暫定基準が定められ
ていないものに適用
0.01/ppm
※ ppmは百万分の1
(mg/kg)

厚生労働大臣が
指定する物質

人の健康を損な
うおそれのない
ことが明らかであ
るものを告示
(特定農薬等)

ポジティブリスト制
の対象外

65物質

(注)物質数は、今後修正される場合がある。